

労災保険の積立金について

労災保険の積立金とは

- 労災保険には、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）があり、そのための原資を積立金として保有。【年金受給者数：223,592人（平成20年度末）】
- 年金給付に要する費用については、労働災害に伴う補償責任は、事故が発生した時点における事業主集団が負うべきであるという考え方から、事故が発生した時点において将来分も含めて「全額徴収」し、これを積立しているもの。

※ 労災保険の保険料は全額事業主負担。保険料率は事業の種類毎に災害率に応じて厳格な数理計算に基づき設定。

⇒ 積立金は、使用用途の不明確な余剰金ではなく、現在年金を受けている者に対する「年金給付の原資」（責任準備金）
（企業会計原則による特別会計財務書類において、責任準備金を負債に計上） **（確定債務）**

平成20年度 積立金残高：8兆985億円 ⇔ 必要な積立金額：8兆2,126億円 充足率 98.6%

- 年金受給者に対する年金給付に必要な額をあらかじめ積み立てることにより、
 - ① 災害と関係のない後世代の事業主集団にしわ寄せせずすむことによる世代間の保険料負担の公平が実現。
 - ② 産業の衰退等、産業構造が変化した場合にも、他産業にしわ寄せせずすむことによる産業間の保険料負担の公平が実現。
⇒ 労働災害の減少が保険料負担の減少につながり、事業主の災害防止努力のインセンティブが増し労働者の保護にもつながる。

（参考）積立金の規定

労働者災害補償保険法第30条

特別会計に関する法律第103条第1項

「労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料」

「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てる」

第2項 「毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足する」

第5項 「積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費並びに徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、歳入に繰り入れることができる」

⇒ 用途を厳格に規定

- ・事業主に過去に一度負担させた年金給付費を将来再度負担させること（保険料の二重取り）を防止
- ・既裁定年金受給者の給付を確保し被災労働者を保護